

○一関工業高等専門学校学生懲戒に関する規則

(令和6年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第39条の規定並びに一関工業高等専門学校学生懲戒委員会規則第10条の規定に基づき、学生の懲戒を行う場合は、この規則に定めるところによる。

(懲戒の方法)

第2条 懲戒は、教育上必要があると認められるとき、校長がこれを行う。

(懲戒)

第3条 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

2 懲戒に該当しない、事故及び問題行為と判断できるもの（以下、「教育的措置による指導」と呼ぶ。）には、次を適用することができる。

ア. 主事注意：教務主事、学生主事又は寮務主事から学生本人に説諭などの教育的配慮を伴った指導を行うもので、必要に応じて保護者同伴とする。

イ. 担任注意：主事注意より軽いもので、担任が学生本人に説諭などの教育的配慮を伴った指導を行うもので、必要に応じて保護者同伴とする。

ウ. その他、校長の承諾により、必要に応じて指導をすることができる。

(懲戒の基準)

第4条 学生の懲戒の内、退学の基準は、学則第39条に定めるとおりとする。また、停学及び訓告、並びに、教育的措置による指導の基準については別に定める。

2 前項の規定に関わらず、寮生による寮内の事故及び問題行動に対する懲戒、その他の基準については別に定める。

(審議及び懲戒の決定)

第5条 校内外での学生が起こした事故及び問題行為については、教務委員会、学生委員会又は寮務委員会で懲戒等及び指導内容を審議する。

なお、寮内の事故及び問題行動のうち、寮務関係の指導措置の範囲にあるものについては寮務委員会がこれを行い、範囲を超えるものについては学生委員会が行う。

2 第4条第1項により、退学、停学、訓告に該当する場合は、一関工業高等専門学校学生懲戒委員会（以下、「学生懲戒委員会」という。）の審議を経て、校長がこれを決定する。

3 第4条第1項により、教育的措置による指導と判断した場合は、学生懲戒委員会の審議を経ずに校長の承認のうえ決定することができる。

4 当該学生に対する指導の都合上、懲戒の審議以前であっても、当該学生を自宅謹慎等、保護者の監督下に置くことができる。

(懲戒等の対象となる行為の調査)

第6条 各主事は、教育上懲戒等の対象となる学生の行為を知り得た場合は、校長に報告するとともに、直ちに調査を行う。

2 調査には、必要に応じて担任及び担任以外の教職員を調査に加えることができる。

3 調査に当たっては、懲戒等の対象行為を行った学生及び関係者に対する事実確認を行うなど、十分な調査を行う。

- 4 当該行為の概要並びに調査内容については、担任または担当主事から保護者又は保護者に代わる者（以下「保護者等」という。）へ報告する。
- 5 調査及び事実確認を行うに当たり、懲戒等の対象行為を行った学生に対して弁明の機会を与えなければならない。

（懲戒等の実施手順）

- 第7条 退学、停学、訓告の各懲戒処分の上申は、担当主事、担任及び保護者等立会いの下、校長が行う。
- 2 懲戒に当たっては、当該学生及び保護者等に対し口頭にて申渡しの後、懲戒内容及び懲戒の対象となった行為について文書に明記し、当該学生及び保護者等に手渡すとともに、懲戒期間中の指導計画について説明を行う。
 - 3 停学期間の目途は、申渡しの際に通知する。
 - 4 懲戒期間中に提出が必要な書類は別に定める。
 - 5 教育的措置による指導は、校長の命を受け各主事、担任等がこれを行う。

（停学期間）

- 第8条 懲戒による停学期間には、原則として次の日数を含むことができる。また、停学の期間は校長が決定する。
- ア. 申し渡しの日及び解除の日
 - イ. 長期休業期間及び土曜日、日曜日、祝日等の休業日
 - ウ. 停学を伴う自宅謹慎期間
- 2 停学期間中は担任、担当主事が主となって指導観察を行う。
 - 3 停学期間は、学則第2条、第3条及び第44条に規定する修業年限及び在学年限に算入する。
 - 4 停学期間中の学生は、授業、定期試験、学校行事及び課外活動に参加することができない。
 - 5 校長は、停学期間中に学生を指導することが適当であると認めた場合、出校させて指導することができる。
 - 6 停学の処分を受けた学生について、懲戒の対象となった行為に対する反省の程度や学習意欲等を総合的に判断して、停学期間を延長あるいは短縮することが適当であると認められる場合は、校長が停学期間の延長又は短縮の適否を決定することができる。

（停学の解除）

- 第9条 停学の解除は、担任立ち会いの下に担当主事が行う。
- 2 停学の解除日が休日等に当たる場合は翌日以降に行う。

（休学中の学生の取扱い）

- 第10条 既に休学中の学生に停学を命じる場合は、当該学生の休学期間終了後に命じるものとする。

（その他）

- 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（令和6年3月14日規則第19号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。